Web 開催研究会での映像コンテンツのガイドライン

（１）音楽は一切流さないでください。

（２）他人が撮影した写真・映像は使用しないでください。
　　たとえ他人の論文の「引用」だと自分で思っても不可。

（３）特に、神社・寺・仏閣、美術品、芸能人の肖像、映画のシーンなどは 自分が撮影した写真や映像であっても絶対に使用禁止です。
　　※仏閣などは所有権や敷地管理権に基づく許諾契約が求められる。
　　これらは特にネット配信に対して厳しい態度を取る傾向がある。
　　※芸能人の肖像はパブリシティー権がある。
　　※映画の場合は交渉しても絶対に許諾が下りません。

（４）引用に際しては、次の『引用の三要件』を遵守すること。
　　〇引用部分と他の部分の明確な区分をすること
　　〇量・質ともに、引用部分が『従』でオリジナル部分が『主』の関係にあること
　　〇慣行に従った出典の明示

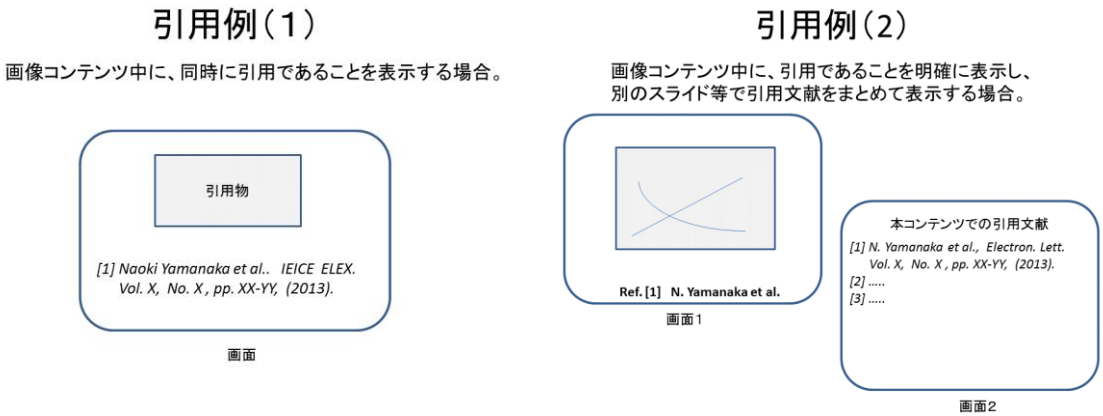

※参考：引用の際の出典明示例

（５）論文とは異なり単行本の図や表をそのまま引用する場合はご注意ください。
　　図や表は出版社が作成して、出版社が著作権を有しているケースが多くございます。
　　文章の著者から許諾を得ただけでは図や表を 配信に使用できない場合があります。

（６）本の表紙や絵は、出版社に伺いを立ててから条件に従って使用をしてください。

（７）文章の「引用」であっても、例えば、『名作を読む』等の場合は 引用の主従関係要件から判断して（引用の量ではなく質も考慮して） 鑑賞対象の作品が『主』となる場合には、引用行数が短くても すべて著作者から許諾を得ること。

注：映像コンテンツの著作権は発表者に帰属します．当該コンテンツが第三者の権利や利益の侵害問題を生じさせた場合，発表者が一切の責任を負うことになりますので，ご注意ください。